

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を平成 15 年 4 月 1 日に施行し、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しているところです。

また、県教育委員会は、この趣旨を踏まえるとともに、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。その中で、社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権尊重の理念について理解を深めるよう努めることとしています。

生涯学習課では、本県の人権教育の基本的な在り方及び推進の方策を示した「人権教育の手引」（県教育委員会 平成 14 年 3 月発行）を受けて、平成 14 年度は、社会教育の場面で、どのように人権教育を推進していくかを示した指導資料『じんけん学びガイド』を作成いたしました。そして、平成 15 年度には、社会教育における様々な学習機会の中で人権教育が展開できるように、より実践的な内容で示した指導資料『じんけん実践ガイド』を作成しました。さらに、平成 16 年度には、市町村の人権教育担当者が指導者養成の研修を企画・立案、運営、そして評価する上でのガイドブックとして『じんけん研修ガイド』を作成しました。

そこで、今年度は、これまでに発行した『じんけんガイド』シリーズの流れに沿う形で、すべての地域で人権教育がさらに推進されるよう、公民館での人権学習に焦点を当てた『じんけん公民館ガイド』を作成しました。これまでの資料と併せて御活用いただきたいと思います。

本資料が、社会教育の場面をはじめ様々な学習機会の中で活用され、市町村において人権教育を推進する上で参考となりますことを期待しております。

平成 18 年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 水 越 久 夫



は じ め に

目 次

編 集 の 方 針 1

第Ⅰ章 公民館で行う人権学習とは 3

I-1 「公民館」ってどんなところ？ 4

I-2 「人権」って何だろう？ 6

I-3 公民館で人権学習をどのように進めればいいのか？ 10

第Ⅱ章 公民館で人権学習を展開するために 15

II-1 確認してみよう 人権学習を進める組織づくり 16

II-2 企画してみよう ワークショップを取り入れた人権学習 18

II-3 一緒にやってみよう 地域指導者の活躍 24

II-4 自分でやってみよう 視聴覚教材の活用 26

第Ⅲ章 すぐに使えるネタあれこれ 31

III-1 “ふれあう”のために アイスブレイキング編 32

III-2 “ふりかえる”のために まとめ編 42

参 考 文 献 一 覧

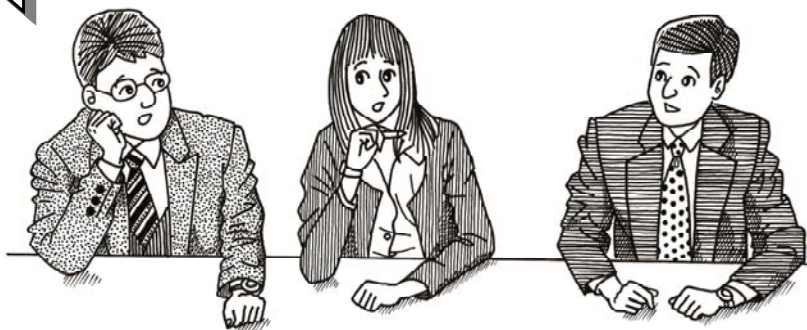
お わ り に

編集の方針

公民館では、人権教育はどのように進めなければならないのだろう。推進計画も見直したいと思っているんだ。先進的な取組をしているところの推進体制や事業計画を紹介してもらえるとありがたいな。

人権の学習会は毎年講義形式の学習ばかりで、マンネリ化しているんですけど・・・何か他にいい手法はないかしら。

人権に関する講座というと「難しい内容ではないか」と、初めから敬遠されがちです。様々な講座や行事の中で、人権教育を機能させたいと思っていますが、どうすればいいのでしょうか。



本県では、「栃木県人権教育基本方針」（平成 13 年 11 月 6 日決定）に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。

生涯学習課では、この基本方針を受け、社会教育における人権教育指導資料として、“じんけんガイド”シリーズを平成 14 年度より作成・発行し、生涯学習推進のための各種施策を通して人権に関する多様な学習機会を提供できるよう、また、学習者の主体的な学習を促進できるよう努めています。

まず、『じんけん学びガイド』では、社会教育の場面でどのように人権教育を推進していったらよいか、その基本的な考え方を示しました。

次に、『じんけん実践ガイド』では、人権教育の 3 つの内容を社会教育分野で具体的に実践していくためのガイドとなるよう、具体的な場面を挙げ事例を交えながら示しました。

さらに、『じんけん研修ガイド』では、人権教育指導者養成研修の企画・立案・運営・評価のポイントについて示しました。



今年、「じんけんガイド」シリーズの第4弾として、公民館等の社会教育施設における人権に関する学習（以下「人権学習」という。）に視点を当てることにしました。

すべての人々の人権が尊重される社会づくりのためには、地域の学習拠点である公民館や社会教育施設においても単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権意識をはぐくむことが求められています。そして、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実はもちろんのこと、講座等を民主的な雰囲気で開催したり、環境を整えたりすることが望まれます。

そこで本書では、運営担当者の手引となるように以下のような趣旨で構成しています。

本書の構成

〔第Ⅰ章〕 公民館で行う人権学習とは

公民館は、地域住民の集会や学習の場として、また生涯学習の拠点施設としての役割を担っています。生涯各期の住民が参加する学級・講座において、人権教育の視点を位置付けるなどして人権教育を機能させることが大切です。

ここでは、公民館における人権学習の進め方を法令等に基づいて、具体的な方法の例示をしています。

〔第Ⅱ章〕 公民館で人権学習を展開するために

公民館等の社会教育施設では、人権に関する多様な学習機会が提供されています。さらに効果的に推進・展開するためには、推進体制の確認や参加体験型学習の導入、地域指導者の活躍などが望まれます。

ここでは、公民館で人権学習を進めるために必要な事柄について、実践事例を交えながら例示をしています。

〔第Ⅲ章〕 すぐに使えるネタあれこれ

学級・講座等では、一人一人が大切にされた温かな雰囲気づくりや人権に配慮した学習環境づくりに努めることが大切です。そのためには、導入やまとめは、担当者自身が積極的に行い、雰囲気づくりや人間関係づくりをするという視点も大事にしましょう。

ここでは、公民館等の社会教育施設において、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、自尊感情を育てたり、豊かな人間性や人権意識を身に付けたりするために、すぐに使えるネタについて例示をしています。